

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化、障がいの重度化、精神疾患の患者の増加などが進行し、障がい者施策のニーズは多様化しているといわれています。

国は平成30年度から令和4年度までの5か年を計画期間とする「第4次障害者基本計画」を定め、障がいのある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えるとともに、地域社会における共生や差別の禁止など、障害者権利条約に基づく国際的協調を理念とする取組を実施しています。

平成25年に、平成18年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを行う、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が施行されました。この約15年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定され、「障害者の権利に関する条約」は平成26年1月に批准されました。

平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されました。

本市では、「第5期柳川市障がい福祉計画・第1期柳川市障がい児福祉計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、病気や障がいの有無に関わらず、全ての市民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、令和3年度を初年度とする「第6期柳川市障がい福祉計画・第2期柳川市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

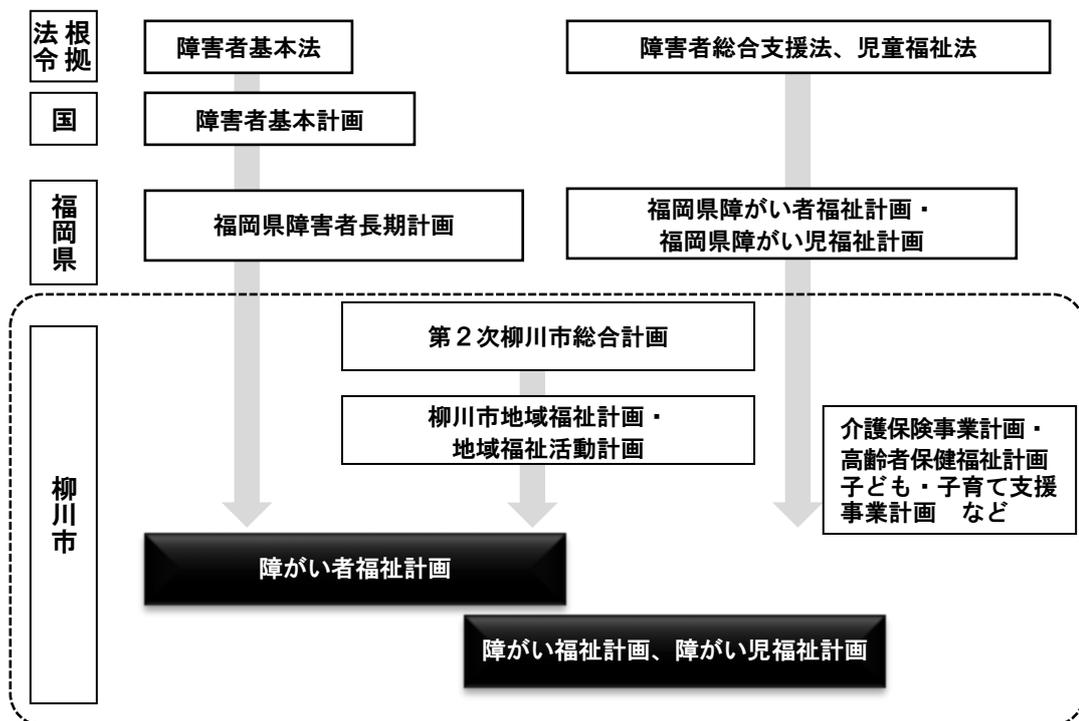
障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条、障がい児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画として位置づけています。

(2) 法令、他の計画との関係

本市の上位計画である「第 2 次柳川市総合計画」・「柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、福岡県の計画との整合性を図り、策定しています。

本計画は、市の障がい者福祉の大綱を示す計画として、市の障がい者福祉施策の基本的方向性を示す「障がい者福祉計画」に沿って、市の障がい福祉サービス等の具体的な数値を定め、総合的に推進を図ります。

<法令、他の計画との関係>



3 福岡県の方針

福岡県では、平成 27 年度に、「福岡県障害者長期計画」を策定しています。

この計画は、「障害のある人もない人も等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という基本理念を実現するために、「障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」、「地域社会における共生等」、「障害を理由とする差別の解消」、「当事者本位の総合的な支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」、「総合的かつ計画的な取組の推進」の7点を基本的視点として掲げ、それぞれ現状の課題を分析し、今後、福岡県が取り組む施策を定めており、市の障がい者計画の基本となるものです。

4 計画の期間

計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年計画とします。ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ計画を見直します。

平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
柳川市障がい者福祉計画（9年間）									
第4期	第 5 期			第6期柳川市障がい福祉計画（3年間）			次期		
-	第 1 期			第2期柳川市障がい児福祉計画（3年間）			次期		

5 計画の対象

本計画の対象は、平成 23 年に改正された「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

- 身体障がい者
- 知的障がい者
- 精神障がい（発達障がいを含む）者
- 難病患者等
- その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

（参考）障害者基本法第2条「障害者の定義」

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

6 国の考える基本指針の見直しにおける主なポイント

市町村・都道府県の第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画は、現行の計画期間が令和2年度末までとなっています。国は令和2年1月17日に開催された社会保障審議会障害者部会において、令和3年度を初年度とする第6期計画の作成に関する基本指針を見直しました。見直した基本指針の主なポイントを以下のように取りまとめました。

(参考) 国の「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本指針」のポイント

地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点等の機能の充実を進める ○日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討をする
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する ○ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる ○就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める ○地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する
「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

<p>発達障がい者等支援の一層の充実</p>	<p>○発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る</p> <p>○発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む</p>
<p>障がい児通所支援等の地域支援体制の整備</p>	<p>○難聴障がい児の支援体制について、取組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む</p> <p>○児童発達支援センターや障がい児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する</p> <p>○障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む</p> <p>○自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する</p>
<p>障がい者による文化芸術活動の推進</p>	<p>○国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む</p>
<p>障がい福祉サービスの質の確保</p>	<p>○多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む</p>
<p>福祉人材の確保</p>	<p>○関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む</p>
<p>その他</p>	<p>○相談支援体制の充実を強化する</p> <p>○障がい児通所支援体制の教育施策との連携を行う</p>

出典：厚生労働省 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(参考) 法令などの主な改正動向

<p>障害者虐待防止法 〔平成 24 年 10 月 1 日施行〕</p>	<p>○障がい者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け</p>
<p>地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 〔平成 25 年 4 月 1 日施行〕</p>	<p>○障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 ○制度の谷間のない支援の提供（難病） ○障がい程度区分から障がい支援区分へ改正</p>
<p>障害者権利条約 〔平成 26 年 1 月 20 日批准承認〕</p>	<p>○障がい者の固有の尊厳の尊重を促進</p>
<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法） 〔平成 28 年 4 月 1 日施行〕</p>	<p>○障がいを理由とする差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮の提供</p>
<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法） 〔平成 28 年 5 月 13 日施行〕</p>	<p>○成年後見制度利用促進委員会の設置</p>
<p>ニッポン一億総活躍プラン 〔平成 28 年 6 月 2 日閣議決定〕</p>	<p>○障がい者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ○地域共生社会の実現</p>
<p>発達障害者支援法の一部を改正する法律 〔平成 28 年 8 月 1 日施行〕</p>	<p>○発達障がい者支援地域協議会の設置 ○発達障がい者支援センター等による支援に関する配慮</p>
<p>障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 〔平成 30 年 4 月 1 日施行〕</p>	<p>○自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス） ○就労定着支援の創設（就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス） ○高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定義務付け） ○医療的ケアを要する障がい児に対する支援 〔2016（平成 28）年 6 月 3 日施行〕</p>
<p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 〔令和 3 年 4 月 1 日施行〕</p>	<p>○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○社会福祉連携推進法人制度の創設</p>

(参考) 国の障害者基本計画(第4次)の概要〔平成29年度策定〕

策定趣旨 位置付け	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画に位置付けられる
計画期間	平成30年度から令和4年度までの5年間
基本原則	<p>○地域社会における共生等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・地域社会において、他の人々と共生することを妨げられず、どこで、誰と生活するかについて選択する機会の確保 ・言語(手話を含む)、その他の意思疎通のための手段について、選択する機会の確保 ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大 <p>○差別の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止 ・社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供 <p>○国際的な協調の下での共生社会の実現</p>
各分野に共通する 横断的視点	<p>○条約の理念の尊重及び整合性の確保の観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える</p> <p>○社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</p> <p>○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</p> <p>○障がい特性等に配慮したきめ細かい支援</p> <p>○障がいのある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援</p> <p>○PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</p>
施策の円滑な推進	<p>○連携・協力の確保</p> <p>○理解促進・広報啓発に係る取組等の推進</p>
各分野の障がい者施策の基本的な方向	<p>○安全・安心な生活環境の整備</p> <p>○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>○防災、防犯等の推進</p> <p>○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>○自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>○保健・医療の推進</p> <p>○行政等における配慮の充実</p> <p>○雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>○教育の振興</p> <p>○文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>○国際社会での協力・連携の推進</p>

出典：内閣府

7 計画の策定体制

(1) 策定体制

①柳川市

本計画の策定・見直しに関しては、柳川市障がい者自立支援協議会が調査・審議等を行い、市長の承認を経て計画を決定します。

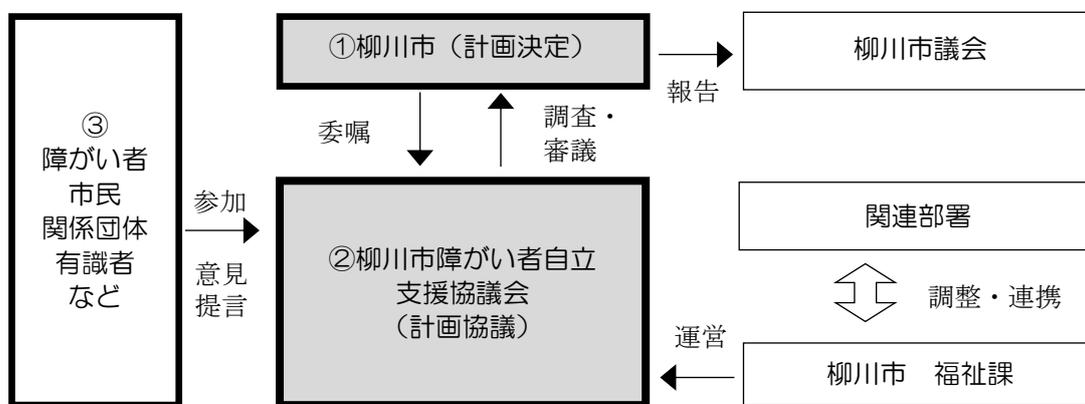
決定した計画は市議会に報告します。

②柳川市障がい者自立支援協議会

相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療機関関係者、学識経験者、障がい者当事者団体などの参画を得て「柳川市障がい者自立支援協議会」を設置し、本市の障がい者を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議し、市長に計画案を提案します。

③障がい者、市民、関係団体、有識者など

計画を推進する主体者、サービスの利用者として、アンケート、パブリックコメントなどを通して、計画全般にわたって積極的な意見を提案します。



(2) 各種調査の実施概要

① 現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料とします。

② パブリックコメントの実施

計画素案については、パブリックコメントを実施し市民の意見を募りました。

8 計画の基本理念

市民の誰もが障がいの有無に関わらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、地域生活の支援、雇用・就労、生活環境の整備、保健・医療、教育・育成などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進して、「障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川」を基本理念として、3つの基本目標のもとに、全ての障がいのある人の自立と社会参加の実現を目指します。

【 基本理念 】

障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川

9 計画の基本目標

基本理念に基づき、前計画を継承し、3つの基本目標のもとに、全ての障がいのある人の自立と社会参加の実現を目指します。

基本目標1 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち（自立支援体制の推進）

障がいのある人が、住み慣れた地域で、自分自身の生き方を主体的に選択・決定し、必要な援助を受けながら自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

基本目標2 いきいきと社会参加できるまち（ノーマライゼーション社会の推進）

障がいのある人が特別視されることなく、地域の一員としていきいきと暮らせるように、高齢者なども含めた全ての方にやさしいまちを築くことが大切です。まずは、障がいのある人も気軽にまちに出ることが、ノーマライゼーションの第一歩です。そして市民一人ひとりが共に尊重し合い、支え合う気持ちがこれを推進していきます。

基本目標3 支え合い、共に生きるまち（障がい福祉環境の整備）

障がいのある人が、自己選択・自己決定を適切に行うためには、それを支える仕組みとして、必要な情報の提供、相談、サービスの利用援助、苦情解決、利用者の権利擁護などの充実に努めます。

各種の福祉サービスについても、その内容や効率性とのバランスを考慮しつつ、障がいのある人にとって利用しやすい場所で提供できるように努めます。